



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

所管課(室)名

○長崎県地域振興部関係補助金等交付要綱の一部改正

地域づくり推進課

告 示

長崎県告示第302号の3

長崎県地域振興部関係補助金等交付要綱（平成23年長崎県告示第456号）の一部を次のように改正し、令和4年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和4年4月1日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前						
別表（第2条関係） 地域づくり推進課関係					別表（第2条関係） 地域づくり推進課関係						
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		
1～6 略					1～6 略						
7	地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金	人口減少対策をはじめ地域課題の解決に向け、地場産業の振興に資する雇用拡大や、UIターン者などによる創業や就業を支援することにより、それらの人材の活動を通じ、地域振興を図るとともに、本県への移住・定住を促進することを目的とする。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 移住支援事業 市町が実施する、東京23区に居住若しくは通勤する者で長崎県へ移住し、かつ、次のいずれかの要件を満たす者の転居に伴う経費等を補助する事業に要する経費 ア 県が指定する県内の企業へ就職した者 イ プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して県内の企業へ就職した者 ウ テレワークにより移住元での業務を引き続き行う者 エ 関係人口として市町が個別に認めた者 オ 創業支援事業を活用し、創業した者 (2) 創業支援事業補助対象者が実施	(1) 略	(1) 略	7	地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金	人口減少対策をはじめ地域課題の解決に向け、地場産業の振興に資する雇用拡大や、UIターン者などによる創業や就業、事業承継を支援することにより、それらの人材の活動を通じ、地域振興を図るとともに、本県への移住・定住を促進することを目的とする。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 移住支援事業 市町が実施する、東京23区に居住若しくは通勤する者で長崎県へ移住し、かつ、次のいずれかの要件を満たす者の転居に伴う経費等を補助する事業に要する経費 ア 県が指定する県内の企業へ就職した者 イ プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して県内の企業へ就職した者 ウ テレワークにより移住元での業務を引き続き行う者 エ 関係人口として市町が個別に認めた者 オ 創業支援事業を活用し、創業した者 (2) 創業支援事業補助対象者が実施	(1) 略	(1) 略

19	長崎県公共交通機関が社会経済活動に必要不可欠であることから、ポスト・コロナ時代を見据えた地域公共交通の活性化及び継続を図る事業に対する支援を実施する。	<p>(1) 国が定める地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱附則（令和3年2月16日国総地第96号、国鉄事第633号、国自旅第406号、国海内第208号、国空事第1627号）（以下「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱附則」という。）第8条、及び訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱附則（令和3年3月2日 国総地第100号、国鉄総第398号、国鉄都第187号、国鉄事第670号、国自旅第427号、国海内第210号、国海外第284号、国港総第623号、国空総第1054号、観観産第1865号、観参第1127号）（以下「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱附則」という。）第8条による補助金の交付決定を受けている場合、公共交通事業者における感染症拡大防止対策設備の導入等に要する経費。</p> <p>(2) 国が定める地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱附則第8条および訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱附則第8条による補助金の交付決定を受けていない場合であっても、感染症拡大防止対策設備としてその有効性が認められる事業又はポスト・コロナ時代を見据えた地域公共交通の利用促進策事業等に要する経費</p> <p>(3) タクシー事業者において、ユニバーサルデザインタクシーの導入に要する費用のうち車両本体価格（新車に限る。消費税額を除く。）とする。この場合、本条第1項第1号または第2号の感染症拡大防止対策設備の交付決定を受けなければならない。</p>	<p>(1) 国・県合わせて5分の4以内の額から国庫補助金額を控除した額。</p> <p>(2) 10分の7以内</p> <p>(3) 3分の1以内ただし、いずれの場合も予算の範囲内で知事が定める額を限度とする。</p>	<p>(1)及び(2) 一般乗合旅客自動車運送事業を営む者のうち、路線定期運行事業者者 一般貸切旅客自動車運送事業に掲げる事業を営む者 一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業限定を除く） 第一種鉄道事業者軌道運輸事業者 一般旅客定期航路事業者 本邦航空運送事業者（特定本邦航空運送事業者を除き、主に離島や同一都道府県内に係る航空路線を運航する航空運送事業者に限る。） 航空旅客ターミナル施設を管理する者</p> <p>(3) 一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業限定を除く）</p>
20	長崎県公共交通機関が社会経済活動に必要不可欠であること	国が定める地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱附則（令和3年2月16日国総地第96号、国鉄事第633号、国自旅第406号、	支援金の額は、支援対象経費の2分の1以内の額とし、予算の範囲	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱附則による実証運行に係る補助

		から、新型コロナウイルス感染症の第4波の影響により、引き続き、厳しい経営状況にある公共交通事業者に対して、支援金を交付することで、今後の事業継続を支援する。	国海内第208号、国空事第1627号) (以下「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱附則」という。) による「地域公共交通活性化・継続計画」に基づく新たな取組の実証運行 (以下「実証運行」という。) に係る補助金の内示を受け、その内示の基礎となる補助対象経費を支援対象経費とする。	内において定める額とする。その限度額は、航路事業者については航路ごとに、それ以外については、事業者ごとに50,000千円とする。支援金の額に、10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	金の内示を受けた、以下の者 (1) 第一種鉄道事業者 (2) 軌道運輸事業者 (3) 一般旅客定期航路事業者 (4) 本邦航空運送事業者 (5) 一般乗合旅客自動車運送事業者のうち、路線定期運行事業者
21	長崎県路線バス運行費緊急対策事業支援金	地域住民の生活に必要な生活バス路線の運行を確保するため、乗合バス事業者に対して、支援する。	令和3年度の長崎県バス対策協議会において、地域住民の生活に必要な生活交通の確保のために維持・確保が必要と認められたバス路線のうち、補助要件から外れた路線における経常費用の45%	経常費用の2分の1以内の額。ただし、予算の範囲内において定める額を限度とする。	生活バス路線を運行する乗合バス事業者
22	長崎県定期高速バス等緊急対策事業支援金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける路線バス事業者等に対して、事業の継続に繋げるための支援を実施する。	長崎空港を発着する定期運行 (航) 路線、又は長崎県内と他県を結ぶ定期運行路線について、平成31年4月から令和2年3月までの運送収入実績額から、令和3年4月から令和3年11月までの運送収入実績額と令和3年12月から令和4年3月までの運送収入見込額の合計額を差し引いた額に、平成31年4月から令和2年3月の総運行 (航) 便数と令和3年4月から令和3年11月までの総運行 (航) 便数と令和3年12月から令和4年3月までの総運行 (航) 便数見込の合計を比較して算出される1ヶ月あたりの平均運行 (航) 率を乗じた額	対象経費の3分の2以内の額。ただし、予算の範囲内において定める額を限度とする。	一般乗合旅客自動車運送事業者のうち、路線定期運行事業者一般旅客定期航路事業者
23	長崎県航路運航継続緊急対策事業支援金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける航路事業者に対して、事業の継続に繋げるための支援を実施する。	(1) カーフェリー1隻あたり20,000千円、20トン以上の旅客船1隻あたり10,000千円、若しくは20トン未満の旅客船1隻あたり1,000千円とし、主に長崎県内の航路で事業を実施するために運航する隻数を乗じた額とする。ただし、航路の一部又は全部に関わらず、長崎県から航路運営費等補助を受けている航路に使用する船舶を除く。 (2) 一部事務組合が運	令和4年1月1日時点で事業に使用する隻数を基準とする10分の10以内の額。ただし、予算の範囲内において定める額を限度とする。	一般旅客定期航路事業者

			航する航路に対する支援金は、前号により算出した額に2分の1を乗じた額とする。		
24	長崎県地域鉄道運行継続緊急対策事業支援金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける鉄道事業者に対して、事業の継続に繋げるための支援を実施する。	「平成31年4月1日から令和2年3月31日までの営業損益実績額」に「費用に含まれる施設整備補助金等の相当額」を加算した額から、「令和3年4月1日から令和4年3月31日までの営業損益見込み額」に「費用に含まれる施設整備補助金等の見込み相当額」を加算した額を差し引いた額とする。ただし、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」等の補助を受けている場合、支援対象金額から同補助金等の額を差し引くこととする。	対象経費の3分の1以内の額。ただし、予算の範囲内において定める額を限度とする。	第一種鉄道事業者
25	長崎県離島航空路線運航継続緊急対策事業支援金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける航空運送事業者に対して、事業の継続に繋げるための支援を実施する。	「平成31年4月から令和2年3月までの経常利益(損失)額」から、「令和3年4月から令和4年3月までの経常利益(損失)見込み額」及び「運航費補助金等の額」を差し引いた額	対象経費の6分の1以内の額。ただし、予算の範囲内において定める額を限度とする。	本邦航空運送事業者(特定本邦航空運送事業者を除き、主に離島や同一都道府県内に係る航空路線を運航する航空運送事業者に限る。)
26	長崎県タクシー運行継続緊急対策事業支援金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けるタクシー事業者に対して、事業の継続に繋げるための支援を実施する。	タクシー1台あたり50千円とし、長崎県内で事業を実施するために運行する台数を乗じた額	令和4年1月1日時点で事業に使用する台数を基準とする10分の10以内の額。ただし、予算の範囲内において定める額を限度とする。	一般乗用旅客自動車運送事業者(福祉輸送事業限定を除く。)
27	長崎県離島航空路線運航費緊急対策事業支援金	県内の離島航空路線の安定的運航のため、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内航空路線の運航費に対して支援を実施する。	国が定める地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第62条により定められた額とし、支援金の額は、予算の定めるところにおいて、国が定める地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第63条及び第67条第1項により認定された離島航空路線補助の内定額以内の額	対象経費の10分の10以内。ただし、予算の範囲内において定める額を限度とする。	本邦航空運送事業者(特定本邦航空運送事業者を除き、主に離島や同一都道府県内に係る航空路線を運航する航空運送事業者に限る。)
28	長崎県バス運行対策費緊急支援金	地域住民の生活に必要な生活バス路線の運行	補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額又は補助対象経常費用の見込額の20分の9に相当する額	支援対象経費の額の2分の1以内とする。	乗合バス事業者

			<p>を確保するため、乗合バス事業者に対して、支援する。</p>	<p>のいずれか低い方の金額に運行回数に応じた割合を乗じ、その金額から令和3年度の地域間幹線系統確保維持費補助費国庫補助金及び長崎県バス運行対策費補助金を差し引いた額とする。</p>		
--	--	--	----------------------------------	---	--	--

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二二四

印刷所
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永泰
岩永印刷所